

## 杯蓋硯考

## —「転用」概念の再検討—

古尾谷 知 浩

## はじめに

本稿は、文献史料から、現に存在している考古遺物の来歴を考へるための手がかりを提示することを目的とする。遺物は歴史的営為の主体としての人間が働きかけた客体であるが、現在、通常は廃棄されたものとして認識されることが多い。その遺物は廃棄されるまでに、製作、運搬、保管、使用(消費)、廃棄といった来歴をたどるが、この一連の過程の各段階で様々な主体としての人間が関わることになる。本稿では、このうち、保管、使用、廃棄の局面について、いわゆる「転用硯」を取り上げ、「転用」の概念について再検討することにしたい。

「転用」という言葉を使用する際、例えば「荷札木簡を文書木簡に転用する」、「木簡を題籤軸に転用する」、「木簡を籒木に転用する」、「文書を漆容器蓋紙に転用する」、「建造物の柱を暗渠の木樋に転用する」等々、一度使用されたものの再利用、即ち二段階の使用主体を想定することが多い。従来「転用硯」とされてきたものも同様で

あろう。しかしながら、「転用硯」の一種とされる「杯蓋硯」は、単純に再利用とは解せない場合がある。

## 一 須恵器杯と硯

古代の遺跡からは須恵器杯蓋を利用した硯が遺物として出土することがある。安定させるためにつまみ部を意図的に欠いたものもあれば、そうでないものもある。これは一般に須恵器杯の蓋を「転用」した「転用硯」とされ、考古学の側からは次のような評価がなされている。

内藤政恒<sup>1)</sup>は、これを「代用硯」とし、廃物を利用した転用、兼用であって、二次的な硯であるとしている。また、石井則孝<sup>2)</sup>は、杯の上に杯蓋を裏返して乗せて硯として使用したものと推定し、食器が文房具に変わったと評価した。

なお、これとは別に、榑崎彰<sup>3)</sup>は須恵器杯の高台を焼成前に加工し、硯に改作したものの存在を指摘している。これは製作開始段階

では杯として作りはじめられたが、硯として完成し、使用されたものである。また、出土する遺物の中には、杯として完成したものであっても、高台杯の身を逆さにして、底部を硯として使用したものもある。

さて、文献史料をみると「杯蓋硯(硯)」なるものがみえる。天平宝字六年(七六二)二月九日「宮陶司充器注文」である。文字通り杯蓋に係する硯であることは明白であるが、研究史上でも「杯蓋硯」と須惠器杯蓋を利用した硯との関係は議論されている。内藤政恒<sup>4</sup>は、文献上見える「杯蓋硯」は当初から硯として製作されたものであって、一次的な硯であるとする。即ち、須惠器杯蓋を利用した硯とは別のものとみるのであって、現にある遺物としては「無脚円面硯(仮称)」に相当するものと推定する。これに対し、榑崎彰一<sup>5</sup>は、本来杯蓋として製作されたものであるが、「杯蓋硯」として注文生産されたものであるとする。しかし、この注文生産された「杯蓋硯」と単に杯蓋を一時的に利用した場合との区別は不可能であるとする。奈良国立文化財研究所「陶硯関係文献目録」<sup>6</sup>は、転用硯について、土器類を転用したものとし、その中の「杯蓋硯」については、本来硯として使用する目的を持って作られた可能性のあるものも含むが、遺物としての形状を判別することは困難であると説明する。これは基本的に榑崎の説を受けたものである。こうした説、即ち「杯蓋硯」が形状として杯蓋と区別できるかは別として、硯として製作されたものであるという説に対し、石井則孝<sup>7</sup>は、前述の須

惠器杯蓋を利用した硯が、即ち文献史料に見える「杯蓋硯」であるとする。しかしながら、石井は文献の解釈は行っていない。

後述するように、「杯蓋硯」が硯として(注文)生産されたという説は正しくない。榑崎は文書名を誤解したのではないか。その点に限っていえば石井説が妥当ということになるが、いずれの説も文献史料の解釈の上では問題がある。当該史料は「転用」の概念を再検討するための興味深い史料なのである。

## 二 「杯蓋硯」

問題となる天平宝字六年(七六二)二月九日「宮陶司充器注文」<sup>8</sup>は次の通りである。

宮陶司石山寺充雜器事

陶碗肆拾口 陶杯陸拾口 塩杯陸拾口 片碗陸拾口

叩戸伍口 杯蓋研貳拾口 已上前充

筥參拾合 後盤貳拾口 已上物今充

折櫃參拾合 陶盤陸拾口 右物依無不充

正六位上行正林連「黒人」 天平宝字六年二月九日

これは「杯蓋硯」の製作主体はどこであろうか。これは宮陶司であるとは考えがたい。『令集解』職員令宮陶司条により宮陶司の職掌をみてみよう。

宮陶司〔大同三年正月廿日詔（中略）其宮陶司併三大膳職。主者施行。〕

正一人。掌管陶器皿〔謂器惣名爲皿。其木土器亦皆掌。〕。器惣名爲皿。音明丙反。説文。飲食之用器也。木土器皆掌。穴云。器皿謂筥櫃等之類是也。古令云。宮筥故也。古記云。

檢校土師皿器。事。佑一人。令史一人。使部六人。直丁一人。宮戸〔古記及釈云。別記云。宮戸百九十七戸。年料。一丁。長一尺。広一尺八寸。深四寸。若干具。長一尺六寸。広一尺四

寸。深三寸。二具。爲雜戸。免調役。〕

これによれば、宮陶司は土師器、須恵器及び木器の保管官司であるとともに、雑戸の宮戸が所屬し、木器を製作する官司でもあった。しかしながら、土師器、須恵器を製作する品部雑戸は所屬しておらず、土器を製作する機能は負わされていない。歴史的にも本来の設置目的は木器の生産、保管であつたらしく、穴記が言及する古令によれば大宝令における官司名は「宮筥」司であつた。以上は令規定に基づく議論であるが、正倉院文書や木簡など、実態を示す史料をみても宮陶司が土器の生産を担つたことをうかがわせるものはない。従つて、宮陶司で保管していた「杯蓋硯」は宮陶司で生産したものではない。

一般に、須恵器は中央官司で直接生産することはなく、調（正税交易）や市場からの購入により調達される。この「杯蓋硯」も調などの形で貢進され、宮陶司に納入されたものである。そうであるならば、製作主体は当該「杯蓋硯」を硯として使用されることを前提に製作したとは限らない。むしろ、杯蓋として製作し、宮陶司に納品されたと考えられるが、宮陶司で保管した後、出荷時点では硯として出荷されたことになるのである。

## 三 「筆洗杯」「筆漬杯」

硯に關係する土器として正倉院文書中にみえるものに「筆洗杯」「筆漬杯」がある。

天平十八年二月廿一日 阿刀酒主

志斐麻呂

今檢受伊福部男依

天平十八年(七四六)「写經雜物收納帳」<sup>⑩</sup>

(天平十八年)

二月(中略)

十二日請辛櫃八合(中略)筆洗杯廿口

着漆机一前 受酒主

(後略)

天平十八年(七四六)「後一切經雜案」<sup>⑪</sup>

(前略)

後一切經檢受雜物

筆卅箇 廿三充了

見七

墨卅廷

充了十五  
見十五

凡紙七十五帳 充了六十八

見七帳

經机廿六前

二装潢三漆  
廿一白木

研六十口 筆漬杯十口 經紙四百八十七帳 辛櫃四合

(中略)

右件物等、從阿刀酒主、志斐万呂等之手、檢授如前

(後略)

ここにみえる「筆洗杯」「筆漬杯」は、筆を洗う杯または墨入れとして用いるために請求され、支給されている。使用時点では筆洗と墨入れは交替可能であろうから、史料上にみえる両者は事実上は同じものを指していると思われる。天平一八年二月一二日に金光明寺写經所は「筆洗杯」二〇口を請求、受領したが、そのうちの一口が二月二日に後写一切經のために支給されたのであろう。一連の品目の中で食器の須恵器と混在していないので、請求、支給時点では食器として使用することは前提とされていない。つまり、この「筆洗杯」「筆漬杯」は、一度も杯として使用されていないのであって、二次利用、再利用ではない。

宝龜三年(七七二)三月三〇日「奉写一切經所告朔解」<sup>⑫</sup>

奉写一切經所解 申正月二月三月并三箇月告朔事

(中略)

陶碗廿合 二月廿四日請

用尽

硯并筆漬料

(中略)

以前起去正月一日、尽今月卅日、請用雜物并残等及食口、顯注如件、以解。

宝亀三年三月卅日散位正六位上上村主馬養

別当大判官外従五位上美努連

宝亀三年(七七二)八月三〇日「奉写一切経所告朔解」<sup>13)</sup>

奉写一切経所解 申八月告朔事

(中略)

陶水椀十四合

用尽、硯并筆漬料

(中略)

以前起今月一日、尽卅日、請用雜物并残等及食口、顯注如件、以解。

宝亀三年八月卅日案主上

主典葛井連

ここにみえる「硯并筆漬料」の「陶椀」、「陶水椀」は、奉写一切経所が請求、使用したものである。品目名自体は「椀」であって、「硯」とは記されていないのであるから、製作時点では「椀」として扱われていたものである。これを、請求、使用した時点では硯として扱っているのであるが、これも一連の品目の中で食器としての須恵器と混在していないので、食器の二次利用、再利用ではない。興味深いことに、単位は「合」である。身と蓋が一組として扱われているのである。つまり、「硯并筆漬料」とは、蓋が「杯蓋硯」であって身が「筆漬杯」であるということになる。実際の使用時点では高台杯の底部を硯として使用したかも知れないが、当該史料においては、蓋と身を組み合わせ、硯と筆漬杯として扱っているのである。

実際の遺物で、硯としての杯蓋と杯身を組み合わせ用いている事例についてみると、平城宮跡(奈良国立文化財研究所平城宮第一三次調査)で出土した杯B蓋と杯A Iの資料がある<sup>13)</sup>。この杯B蓋は内面を硯として用いているが、当該杯身と口径が一致し、墨書が同筆であることから、組で用いられたと推定されている。

以上の諸史料から、「筆洗杯」「筆漬杯」も「杯蓋硯」と同様に食器として使われたものを二次利用、再利用したものではなく、出荷当初から筆洗または墨入れとして認識され、使用されたことが知られ、蓋と身が組になって硯と筆洗、筆漬として用いられる場合があったこともわかる。

## 四 「猿頭硯」

以上、杯蓋を利用した硯について述べてきたが、従来「転用硯」として考えられている遺物に、壺や甕の破片を利用した硯がある。硯に関して「転用」の概念を考えるために、これについても付言しておきたい。

榑崎彰<sup>15)</sup>はこれについて、壺や甕の破片を一定の大きさに割り、その凹面を利用したものとす。これは製作主体は壺・甕として製作し、一次使用主体も壺・甕として使用、廃棄したが、二次使用主体がこれを硯として使用したものと位置づけることができる。

ところが、現在「猿面硯」と称されているものはこれとは位置づけが異なるものである。榑崎彰<sup>15)</sup>によれば、「猿面硯」は一定の形態を持った陶硯であり、当初から硯として製作されたものである。須恵器の壺や甕と同様に、内面に青海波文、外面に条線状叩文を施した須恵器質の硯体に、木製漆塗りの枠を設け、硯背に二脚を付けた傾斜硯であるとし、実例として、法隆寺献納宝物(奈良時代)、瀬戸市百代寺窯跡出土資料(一一世紀末～一二世紀初頭)、熊野速玉神社神宝(明徳元年(一三九〇)奉納)、伊勢神宮神宝(昭和四年(一九二九)奉納)などを挙げる。

しかしながら、石井則孝<sup>16)</sup>は、現在「猿面硯」と称するものは、上述の須恵器壺・甕を再利用したものであり、これが即ち史料上みえる「猿頭硯」であるとする。

現称「猿面硯」のうち、筆者が実見したのは伊勢神宮神宝のみであるが、他の資料も図版からみて当初から硯として製作されたこととみてよいから、これについての石井説は当たらないことは明白である。それでは、史料用語の「猿頭硯」はいかがであるうか。

## 『延喜式』勸解由使

凡猿頭硯并奏料挿文杖。随破損申官。官仰所司<sup>17)</sup>作充。

これによれば太政官が所司に命じて「猿頭硯」を作り充てることになっている。つまり、何か別のものを再利用したものではない。製作時点から既に硯として扱われていたと判断できる。

長暦二年(一〇三八)九月七日「内宮長暦送官符」<sup>18)</sup>

太政官符 伊勢大神宮司

(中略)

月夜見宮正殿肆字

(中略)

神財拾陸種

(中略)

陶猿頭形硯肆面「高三寸。径六寸」

(中略)

右得<sub>二</sub>神祇官解<sub>一</sub>儀。伊勢大神宮司解儀。造大神宮御装束并神宝雜物。廿年一度依<sub>レ</sub>式<sub>ニ</sub>依<sub>レ</sub>造奉<sub>一</sub>。如<sub>レ</sub>件<sub>ニ</sub>言<sub>上</sub>者。權中納言從二位兼行皇后宮權大夫右衛門督藤原朝臣資平宣。奉<sub>レ</sub>勅依<sub>レ</sub>請者。一物以上。弁代神祇少副從五位下大中臣朝臣惟盛。右大史正六位上菅野朝臣貞則。充<sub>レ</sub>使奉<sub>レ</sub>送如<sub>レ</sub>件。宮司<sub>ニ</sub>檢領。符到奉行。

右少弁正五位下兼行齋院長官藤原朝臣在判 正六位上行左少史  
長曆二年九月七日

これは、伊勢神宮の式年造替にあたり、月夜見宮の神財として「陶猿頭形硯」が奉納されたことを示す史料である。奉納時点で硯として扱われていたのであるが、須恵器の破片を奉納したとは考えがたい。現在の伊勢神宮神宝を考えても、製作当初から硯としてあったとみてよい。

『朝野群載』六、長治元年（一一〇四）九月二十九日官宣旨

左弁官 下尾張国

応早速進上猿頭硯貳拾口。瓶貳拾口事。

右左大臣宣。件硯等。外記結政左右并陣頭用塗料。宣仰<sub>レ</sub>彼国。依<sub>レ</sub>例令<sub>レ</sub>進濟<sub>上</sub>者。国宣<sub>ニ</sub>承知依<sub>レ</sub>宣行<sub>レ</sub>之。寄事左右。莫<sub>レ</sub>忘其勤。

長治元年九月廿九日

左少史惟宗

右少弁藤原朝臣

杯蓋硯考（古尾谷）

この史料は、太政官が官宣旨召物により尾張国から猿頭硯を調達した際の官宣旨である。「依例」とあることから、この時限りのものではなからう。これも当初から硯として調達されたもので、製作時点でも硯であったであろう。

以上、史料にみえる「猿頭硯」「陶猿頭形硯」は、いずれも当初から硯として製作されたものと判断できるが、実際の形態は不明である。新井喜久夫<sup>⑤</sup>は風字硯または宝珠硯、或いは猿頭を付けた形象硯かとするが、榎崎彰<sup>⑥</sup>は一一世紀末から一二世紀初頭の猿投あるいは尾北窯で焼いていた陶硯の主体は風字硯であることから、風字硯、猿面硯など全ての陶硯を含むとする。つまり、一定の形態を持つものか、陶硯一般かで議論があるが、もし、一般的に存在しているものであれば、購入すれば良いことであって、わざわざ官宣旨召物により「猿頭硯」と指定して調達する必要はない。従って長治元年官宣旨は、猿頭硯が陶硯一般でないことを強く示唆する。特定の形態を持っていると思われる神宝が史料上「猿頭硯」で、現在知られる実物が現称「猿面硯」であることからすれば、両者の形態は同一であったとみることも可能である<sup>⑦</sup>。

迂遠な議論となったが、結論を言えば、史料にみえる「猿頭硯」は、壺や甕が廃棄された後、その破片を再利用したのではなく、製作主体は当初から硯として製作し、使用主体も硯として使用したものと判断できる。

## おわりに

以上をまとめると、次のようになる。

	製作時	保管時	一次使用時	二次使用時
1	杯蓋再利用硯	杯蓋	杯蓋	硯
2	杯再利用筆洗	杯	杯	筆洗
3	杯蓋研	杯蓋	硯	
4	筆洗杯	杯	筆洗	筆洗
5	壺甕再利用硯	壺・甕	壺・甕	硯
6	猿頭硯	硯	硯	
7	現称猿面硯	硯	硯	

右のうち、1や2は、一度杯蓋や杯として使用したものを二次的に硯として使用したことを示す。本稿で取り上げた例とは異なるが、もちろんそうしたものが存在したことは否定しない。1と3、2と4は実際の資料の上で区別することは困難である。付着物や内容物に関わる墨書文字など、一次利用の痕跡がある場合には1・2であると認定できよう。また、7は6と同じである可能性もある。

さて、このように、製作主体と保管・利用主体では物をどのように取り扱ったかという点で意図が違ふ場合があり、それぞれ同一の客体に対する各段階における主体の働きかけ方は異なっている。従

来「転用」とされたものでも、製作、運搬、保管、使用(消費)、廃棄という来歴を子細にたどると、同一に扱うことができなくなることを示せたと考ええる。

本稿では、客体の使用段階における、「転用」というごくわずかな局面について論じたに過ぎないが、遺物の生産、流通、保管、消費の過程を復元する際のささやかな手がかりになれば幸いである。

## 註

- 1 内藤政恒「須恵器利用の硯について」(『考古学雑誌』五〇一、一九六四年)
- 2 石井則孝『陶硯』(一九八五年、ニューサイエンス社)
- 3 榑崎彰一「日本古代の陶硯」とくに分類について」(小林行雄博士古稀記念論文集刊行委員会編『考古学論考』一九八二年、平凡社)
- 4 内藤註1論文
- 5 榑崎註3論文
- 6 奈良国立文化財研究所『埋文ニュース』四一、一九八三年
- 7 石井註2論文
- 8 正倉院文書統修四三、『大日本古文书』(編年文書)五卷一〇四頁。以下、『大日古』五一—〇四の如く略称。なお、史料上、「杯蓋硯」は「杯蓋研」としてみえる。「ツキ」は本来「杯」とすべきなので、改めている。他にみえる「ワン」についても同様に「腕」に改めた。「スズリ」の「研」についてはそのままとしたが、本文中で言及する場合は「硯」と表記した。
- 9 浅香年木『日本古代手工業史の研究』一九七二年、法政大学出版社
- 10 正倉院文書統々修四四—一〇、『大日古』二四—三二八
- 11 正倉院文書統々修二—四、『大日古』九—二



- 12 正倉院文書続修別集一三、『大日古』六一二九一～三〇七  
 13 正倉院文書続修別集一三、『大日古』六一三九一～三九五  
 14 奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査報告七』（奈良国立文化財研究所学報二六）を参照。この資料の存在については金田明大氏の御教示を得た。

15 榑崎註3論文

16 榑崎彰一「猿面硯について」(『MUSEUM』三四一、一九七九年)及び註3論文

17 石井則孝「陶硯について―その一―五」(『史館』一・二一・四・五・六、一九七三・七四・七五・七六)、同「日本古代文房具史の一面―陶硯について」(滝口宏先生古稀記念考古学論集編集委員会編『古代探叢』一九八〇年、早稲田大学出版部)及び註2論文

18 『群書類従』六

19 新井喜久夫「文献上にあらわれた尾張陶器」(『いちのみや考古』一七、一九六九年)

20 榑崎註16論文

21 なお、「猿頭硯」とは別に、史料上、「猴膝研」なるものがある。これは、『延喜式』主計上、諸国調及び備前国調の中にみえ、当初から硯として調により調達されたものである。製作段階でも硯として扱われたと思われるが、実際の形態は不明である。これと同一のものであるか否かは明らかでないが、風字硯の脚部が猿の足状に作られている資料が和泉国分寺から出土していることについて、岩野見司氏から御教示を得た(岩野氏は水野正好氏の御教示を受けたとのことである)。

付記 本稿の成稿に際し、岩野見司氏、金田明大氏より多くの御教示を賜った。記して謝意を表したい。